平成２７年（フ）第２５９号
三重県四日市市鵜の森２丁目12番11号　日宝レスカール703号、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町６丁目６番11号
債務者　馬場喜代美
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
三重県四日市市泊山崎町９番16号　シティハイツ青山１－Ｂ
債務者　宮原　幸男
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
三重県三重郡菰野町大字宿野158番地３
債務者　小澤　広子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４９６３号
大阪府東大阪市横小路町５丁目２番25号第二東大阪村橋マンション601号
債務者　古内　和子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２１１号
大阪府東大阪市衣摺１丁目９番２号
債務者　寺岡まゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２号
大阪府門真市野里町16番２号　太平ハウス302号、前住所大阪府寝屋川市御幸東町36番12号（205号）
債務者　野畠沙矢香
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２号
大阪市浪速区難波中３丁目18番17号Ｗ－ＳＴＹＬＥ難波803号、住民票上の住所大阪府東大阪市横小路町５丁目５番20号　グランドシャトー山本101号
債務者　増田　美咲
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３号
大阪府豊中市熊野町１丁目７番20－102号、前住所大阪府箕面市西宿２丁目19番８号（208号）
債務者　上原　佑真
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５３号
大阪市城東区古市３丁目８番９－903号
債務者　山本　敏郎
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６０号
大阪府茨木市春日３丁目12番１号　春日マンション204号、前住所大阪府茨木市中穂積１丁目２番208号
債務者　仲田　晃浩
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１２号
大阪府茨木市耳原２丁目24番20号
債務者　濱口　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６号
大阪市旭区高殿３丁目４番４号
債務者　栩野　康栄
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７６号
大阪府八尾市荘内町１丁目１番33－403号、前住所大阪府八尾市清水町１丁目３番26－103号　（前々住所）大阪府八尾市南本町５丁目７番７号メゾンユイット103号
債務者　尾田　眞二
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４３号
大阪府高槻市上本町４番32号　第２新和荘27号
債務者　岩本　則夫
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６４号
大阪府東大阪市四条町６番３号
債務者　松本　祐治
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪市東淀川区大桐３丁目10番17号　メーベルハイツＢ棟205号
債務者　水田　**静**吾
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部